

Ⅱ. 点検方法

一般的な庁舎で多く設置されている「電池内蔵形」の防災用照明器具の点検方法についてご紹介します。点検は、光源の球切れと、電池の劣化の確認になります。

なお、非常用照明器具の電源別置形の場合は、専門業者に点検を依頼してください。

また、昭和60年（1985年）以前の誘導灯が設置されている場合（更新時期を超過）は、点検方法が異なりますので、保全に関する相談窓口までご連絡ください。

- ① 緑色のモニタランプが点灯していることを確認します。
- ② 点検用スイッチを操作して、非常点灯に切り替わることを確認します。
- ③ 点灯しない場合は、球切れや電球のゆるみ、器具の接続不良を確認してください。
また、専門業者に内蔵バッテリーの接続不良や劣化の確認を依頼してください。

Ⅲ. 点検のポイント

- ① 法令で定められた点検頻度は、非常用照明器具の場合は1年以内毎に1回、誘導灯の場合は6ヶ月に1回です。分電盤の分岐ブレーカを切り、非常用照明器具の場合は30分以上（長時間定格のものは60分以上）、誘導灯の場合は20分以上非常点灯することなどを確認します。
- ② 非常点灯しない、または定められた時間以内で消灯してしまう場合は、バッテリーの性能が落ちており、寿命と考えられます。
故障のまま放置しておくと法令違反となるばかりか、いざというときに大惨事になりかねませんので、速やかに電球やバッテリーの交換をお願いします。
- ③ 器具本体の交換時期の目安は、非常用照明器具、誘導灯ともに8～10年です。また、バッテリーの寿命は一般的に4～6年程度とされていますが、設置環境に大きな影響を受けますので、3ヶ月に1度を目安に点検することをおすすめします。

誘導灯を点検する際に脚立や踏み台などを使用する場合は、転落事故にご注意願います。



お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】 東北地方整備局

営繕部 保全指導・監督室 室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513）

FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所 保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115

